

宮代町こども計画（案）について

1 計画の名称 宮代町こども計画

2 計画期間 令和7年度から令和11年度末までの5年間

3 策定趣旨

町は、子ども・子育て支援法により策定を義務付けられていた「第2期宮代町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、夢と笑顔をはぐくむまちづくりの推進を図ってまいりましたが、同計画は令和6年度末に計画期間の終期を迎えます。

一方、令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村は、各法令に基づくこどもに関する計画を一体のものとして「こども計画」を策定できることが明記されました。

これまで推進してきた施策を引き継ぎ、少子化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等に伴う課題に総合的に取り組むため、「宮代町こども計画」を策定するものです。

宮代町こども計画

- ・少子化対策に対処するための施策
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- ・子ども・若者計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援行動計画

4 計画概要

国が定める「こども大綱」と「埼玉県こども・若者計画（案）」を勘案し、第5次宮代町総合計画等と整合を図りながら、次の基本理念及び基本目標を定め、各施策・事業を展開します。

基本理念 『ひろがる輪、こども・若者の夢と笑顔をはぐくむまち』

基本目標1 全てのこども・若者が互いに尊重し、主体となれるまち

基本目標2 こどもの健やかな成長を支えるまち

基本目標3 安心して子育てができるまち

基本目標4 ライフステージを通じた支援の充実

5 今後の予定

パブリックコメント 令和7年2月14日（金）～3月6日（木）

公表（計画策定） 令和7年3月